

(宛先) 松戸市長

令和 年 月 日

① どの証明書が何通必要ですか。

(マジョリ・アパート名等ある方は②住所欄に記入してください。)

本籍	松戸市		
フリガナ		筆頭者	<input type="checkbox"/> 必要な人と同じ
必要な人の氏名	明・大・昭・平	氏名	
	年 月 日生		
<input type="checkbox"/> 戸籍	全部事項証明 (戸籍謄本)	通	<input type="checkbox"/> 戸籍・除籍一部事項証明 必要な事項〔 〕
	個人事項証明 (戸籍抄本)	通	
<input type="checkbox"/> 除籍	全部事項証明 (除籍謄本)	通	<input type="checkbox"/> 戸籍・除籍の附票 (全員・個人) 通 ●本籍・筆頭者の記載は必要ですか。 <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	個人事項証明 (除籍抄本)	通	
<input type="checkbox"/> 平籍	<input type="checkbox"/> 改製原戸籍 (謄本・抄本)	通	●その他 ()
<input type="checkbox"/> 身分証明		通	<input type="checkbox"/> その他 () 通
<input type="checkbox"/> 不在籍証明		通	

●プライバシーの侵害等につながるような不当な請求には応じられません。・その他の注意事項は裏面に記載されています。

② 窓口に来た方はどなたですか。

①必要な人から見てあなたは？ 本人 夫・妻 (配偶者) 子・孫 (直系卑属)
 父母・祖父母 (直系尊属) その他 (請求の理由を記入してください。)

住所 本籍と同じ
マジョリ・アパート名 部屋番号 等

氏名 フリガナ ①必要な人と同じ
電話 (日中の連絡先) - -
明・大・昭・平 年 月 日生

請求の理由 公的年金 パスポート 相続手続 児童扶養手当 戸籍の届出
(注) 窓口に来た方がその他の場合は、下記に☑をつけた上で、請求の理由を詳細に記入してください。
 権利行使・義務履行のため 国又は地方公共団体の機関に提出するため その他
上記の具体的な事実の概要・提出先等 (必ず記入してください)

権限書類 委任状 登記事項証明書 社員証 その他 ()

③ 業務上の請求の場合または依頼人がいる場合、ご記入ください。

住所 (所在地)

氏名 (法人名・代表者名) フリガナ 電話 - -
明・大・昭・平 (印) 年 月 日生

職員記入欄

誓約書	1点確認 (写真有)	2点確認 (写真無)	交付	照合	出力	受付
本人確認書類	免許証 パスポート 個人番号カード 在留カード等 身分証明書 (官公署発行)	保険証 年金手帳・証書 住基カード 社員・学生証				
	No.()	その他()				

●戸籍謄本等は松戸市に本籍地がある方のみ発行できます。

請求に当たっての注意事項

1. 請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。

また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3. 戸籍全部（個人）事項証明について

戸籍に記載されている方全員（個人）についての証明が必要な場合は、全部（個人）事項証明をお取りください。

4. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項についての証明が必要な場合には、戸籍一部事項証明をお取りください。

5. 身分証明について

窓口に来た方以外の身分証明が必要な場合は、委任状が必要となります。（同一戸籍の方の申請であっても、委任状が必要です。）

6. 本人確認資料について

窓口に来た方の、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

7. 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限 または使用者の権限を証明する書類が必要です。

8. 押印の要否について

交付請求書には、署名又は記名押印が必要です。

9. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

※ ご不明な点があれば、窓口でお尋ねください。